

新型コロナウイルス感染症対策に伴う免許更新業務等の一部休止の延長とその他業務の自粛要請について

免許更新手続きの休止を延長します

福島・郡山運転免許センター及び警察署（分庁舎）における免許更新業務を令和2年5月7日（木）以降も休止します。

更新業務等の再開に関しては、ホームページ等でお知らせします。
有効期間が迫っている方は、有効期間の延長により対応します。
代理又は郵送での手続きが可能ですので、希望する方は次のページ以降を確認してください。

免許関係業務の実施状況 令和2年5月7日（木）から5月31日（日）までの間

業務内容	福島免許センター	郡山免許センター	警察署・分庁舎
免許更新手続き	×	×	×
有効期間延長手続き ※1 （3か月延長）	○	○	○
記載事項変更	○	○	○
再交付手続き	○	○	○
失効手続き	○	○	○高齢者のみ
免許証の自主返納 （申請取消）	○	○	○
認知機能検査	×	×	—
高齢者講習	×	×	—
学科試験	△	△	—
技能試験	△	×	—
国外運転免許証申請	○	○	○
外国運転免許切替	×	×	—

○・・・実施します

△・・・早急に必要である方以外は控えてください

×・・・休止します

—・・・未実施業務

- ※1 有効期間延長手続きは、郵送による手続きをお勧めします。（次ページ以降を確認してください）
手続きができる方は、運転免許証の有効期間の末日が令和2年7月31日までの方です。
郵送の他に、運転免許センター又は警察署（分庁舎）での本人による手続きや代理による手続きもできます。
なお、この有効期間延長の取扱いは、自動的に延長されるものではないため、申請者による申し出が必要です。

詳しくは、運転免許センターへ問い合わせてください。

福島運転免許センター

024-591-4381（平日8:30～17:00）

024-591-4372（上記時間以外）

※時間帯によっては、電話がつながりにくい場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により 通常の免許更新手続きが困難な方

～ 更新期間延長措置のお知らせ～

対象の方

有効期間の末日が
令和2年3月13日から7月31日までの間
の運転免許証をお持ちの方

氏名	福 ぼ う し	昭和60年 1 月 1 日生
住所	福島市町庭坂字大原 1-1	
交付	平成26年02月09日 83404	
免許の 条件等	令和2年07月31日まで有効 準中型で運転できる準中型車は準中型車(5t)に限る	
優良	運転免許証	
番号	第 250300599750 号	
二小種	平成00年00月00日	種 類
他	平成20年03月05日	種 類
二種	平成00年00月00日	種 類



平成で表記されている
免許証をお持ちの方は
平成32年3月13日から
平成32年7月31日まで
の方が対象です。

対象の方が、更新期間の末日までに免許センター又は警察署(分庁舎)において更新手続開始申請書を提出することにより、更新期間の末日から3か月間運転及び更新可能期間が延長されます。

受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までの間です。

代理及び郵送の手続きは、次のページを確認してください。

代理申請

- 受付時間
平日の午前8時30分から午後5時までの間
- 申請先
福島・郡山免許センター及び警察署(分庁舎)
- 代理人の要件
申請者から手続きの委任を受けた方
- 必要書類
 - ・ 更新手続開始申請書(別紙1)
 - ・ 手続を委任した申請者の運転免許証
 - ・ 委任状兼承諾書及び誓約書(別紙2)
 - ・ 代理人の身元を明らかにする書類(運転免許証等)

郵送

- 郵送の期限
運転免許証の有効期限の末日まで
- 郵送先(福島運転免許センター)
〒960-2292
福島市町庭坂字大原1-1
福島運転免許センター
免許係
- 必要書類 ※別紙3を確認してください。
 - ・ 更新手続開始申請書(別紙1)
 - ・ 申請者の運転免許証の写し(表と裏のコピー)
 - ・ 返信用封筒(返信用切手84円を貼付したもの)
- 必要書類を受理後、延長措置を示すシールをお送りしますので、運転免許証の裏面にきれいに貼り付けてください。

※ 仮免許証については、手続きを行うことにより、当初の有効期間が経過した日から起算して緊急事態期間を加えた期間が経過するまで運転が可能となります。

詳しくは、運転免許センターへ問い合わせてください。

福島運転免許センター 024-591-4381
(平日8:30~17:00)
024-591-4372
(上記日時以外)

※時間帯によっては、電話がつながりにくい場合があります。

更 新 手 続 開 始 申 請 書

年 月 日

福 島 県 公 安 委 員 会 殿

ふ り が な	
氏 名	
生 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日
免 許 証 有 効 期 間 の 末 日	年 月 日 (※ 今回措置の対象：有効期間末日が令和2年 3月 13日から 令和2年 7月 31日までの方)

備考 ここから上の枠内を記入してください。
 氏名及び生年月日欄は、明瞭に、かい書で記載してください。

免 許 証 の 写 し	ここに運転免許証の表と裏の両方のコピーを切り取って貼り付けてください。 裏面の備考欄シールが複数ある場合は、それぞれコピーし、重ならないように貼り付けてください。
講習区分	優良 ・ 一般 ・ 違反 ・ 初回 ・ 高齢

※講習区分及び一連番号は記入しないでください。

一連
番号

--

委任状兼承諾書

年 月 日

福島県公安委員会 殿

申請者氏名

印

私は、新型コロナウイルス感染症の影響により運転免許証の運転及び更新可能期間の指定措置を申請したいので、代理人_____に申請手続の全てを委任するとともに、次の事項を確認し承諾しました。

- この申請が、私の意思に基づくものであること。
- 指定措置の期間までには、通常の更新手続きを行うこと。
- 指定措置の期間までに更新手続きを行わない場合、免許証が失効すること。

誓約書

年 月 日

福島県公安委員会 殿

代理人

住所

氏名

印

生年月日 年 月 日生

申請者との関係

私は、_____の代理人として、申請するに当たり、次の事項について相違ないことを誓約します。

- 今回の手続きは、上記申請者の意思に基づくものであること。
- 申請者は、指定措置の期間までには通常の更新手続きを行う必要があること。
- 申請者が指定措置の期間までに更新手続きを行わない場合、免許証が失効すること。

備考1 委任状兼承諾書は申請者、誓約書は代理人が記載すること。

2 該当する□欄にレ点でチェックを入れること。

3 代理人の運転免許証等、身分を証明できる書類を持参すること。

郵送による更新期限の延長措置の手続き

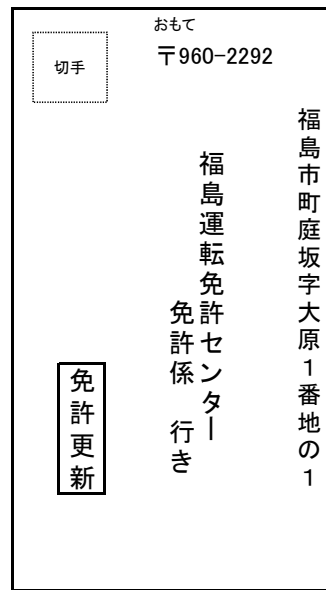
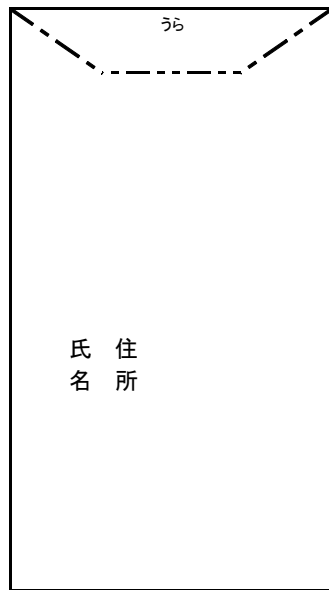
新型コロナウイルスの影響により、通常の更新手続きが困難な方は、更新期間の末日まで(免許センター必着)に申請をすることにより、更新期限を3か月間延長することができます。

【郵送による事務手続】

1 定型封筒に下記の書類等を同封し、普通郵便にて福島運転免許センター宛てに郵送してください。

- (1) 更新手続開始申請書(別添様式)
- (2) 運転免許証の写し(コピー)
- (3) 返信用の定型封筒(申請者の住所と氏名を記載)及び返信用切手(84円分)

○ 申請用封筒の記載例



※1 普通郵便で郵送してください。

※2 おもてに免許更新と記載してください。

2 免許センターでは、申請書を受領後、必要な確認を行った上で下記のとおり「更新期間を延長した旨のシールを返送しますので、シールを受領したときは、必ず免許証の裏面備考欄に貼り付けてください。

氏名	(免許証番号)
更新手続中	令和2年○月○日まで運転及び更新可能
受付：令和○年○月○日 福島県公安委員会	

3 郵送による申請は、必ず更新期限前までに行ってください。更新期限が過ぎてしまった免許証や更新期限の延長シールを貼付していない免許証は失効となり、そのまま運転すると無免許になってしまいますので御注意ください。

4 今回の措置は、あくまで更新期限を延長するものですので、延長された更新期間内に、必ず正規の免許更新手続を行ってください。

～お問い合わせ先～

福島運転免許センター 024-591-4381 免許第一係、免許第二係
024-591-4372 (代表)